大清水地区計画

地	区	整	備 計	画	区 域	沿 道 業 務 地 区	商 業 · 業 務 A 地 区	商 業 · 業 務 B 地 区	公 共 施 設 地 区
用(途 ^ใ い ^図		地		準工業地域(60・200)		第二種住居地域(60・200)	第一種中高層住居専用地域(60・200)
土	地	利	用	のオ			交通の利便性を活かし、商業・業務及び文化・娯 楽施設等の複合機能を備えた施設の立地を図る。	交通の利便性を活かし、店舗、事務所等の商業・ 業務施設を主体とした施設の立地を図る。	周辺地区との調和を図りながら、公共施設の計画 的な立地を図る。
まちづくりルール(まちづくりレーレ	建	物	O F		【建築できないもの】 ・住宅 ・兼用住宅 ・共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する もの(床面積の合計が3,000㎡以内のものを除く) ・マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外 ・チャパレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ・キャパレー、料理店、サイトクラブ、ダンスホールぞの他これらに類するもの ・学校(高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く) ・畜舎 ・工場(建築基準法別表第2(と)項第3号及び同表(ぬ)項第3号に掲げるものに限る)	発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ・キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホー ルその他これらに類するもの	【建築できないもの】 ・住宅 ・兼用住宅 ・共用住宅、客宿舎又は下宿 ・ホテル又は旅館 ・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ・学校(大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く) ・畜舎	【建築できるもの】 ・地方公共団体の用に供する建築物 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益 上必要な建築物
	地	女	地	面		あり)	I, 500㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり)		_
	整構	乡	•	意	匠	・建築物の屋根、外壁もしくは付属建築物の色彩は、周辺環境と調和を図る。 ・屋外広告物は、落ち着きのある色彩を使用し、自己の敷地内に設置し、自己の用に供するものとする。			_
Ī	計制	_	又 は	t	限	緑道等以外の道路に面する部分に設けるかき又はさく・生垣又は高さ2.0m以下の透視可能なフェンス等 ※人及び車両の進入部分を除く。 ※透視可能なフェンス等:透過率を均等に50%以上			
地		区		施	設	_	緑地:約1.8ha	緑地:約0.5ha	-
						·			

_

